

森ハブ・プラットフォーム 設置要領及び参加規約

I 設置要領

(設立趣旨)

第1条 我が国の林業は、人口減少・少子高齢化に対応した担い手の確保といった他産業と共通する課題とともに、厳しい地形条件等の下、作業の安全性を確保した上で、労働生産性及び林業経営の収益性を向上させるといった課題を抱えている。これらの課題を解決しながら、林業をより魅力ある産業として発展させていくためには、林業の特性を踏まえた新技術の開発から実証、実用化、普及に至る取組を効果的に進め、林業現場への導入を加速することが必要である。

このためには、これまで我が国の林業に携わってきた事業者等に加えて、新たな技術や視点と森林・林業分野への高い関心を有する異分野の事業者等が集積した上で、情報共有・交流を活性化し、連携・協業を深めていくための「場」を形成することが必要である。そのために、林業イノベーションハブセンター（通称：森ハブ）に、プラットフォーム（以下「PF」という。）を設置することとする。

(名称)

第2条 設置するPFの名称は、「森ハブ・PF」（以下「本PF」という。）とする。

(運営)

第3条 本PFの運営は、林野庁が選定した事業実施主体が設置する事務局が行うものとする。

(取組)

第4条 事務局は、第1条の設立趣旨に則して、林業と異分野の関係者等のPF会員がつながることができる場を形成するとともに、会員間のマッチング及び連携・協業を推進するための取組を行うものとする。

2 事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、前項で定める取組の内容を変更し、又は中止することができる。

3 前項により、取組の内容を変更し、又は中止した場合、会員に不利益、損害が生じたとしても、事務局はその責任を負わないものとする。

4 本PFの取組に係る資料は、原則公開とするが、個別企業の活動や販売戦略等に関わる内容については、会員の希望により非公開とすることができる。なお、資料の公開方法は、林野庁のホームページに掲載することとする。

(事務)

第5条 事務局は、以下の事務を行うものとする。

(1) 新規PF会員登録の受付・審査・承認

- (2) P F 会員一覧、P F 会員情報等に係る定期的な更新・公開
- (3) P F に関する普及啓発、広報の実施
- (4) P F 会員の要望・ニーズの積極的な把握及びこれに基づく継続的なP F 運営の改善
- (5) 専用ホームページ（以下「HP」という。）を開設し、技術情報やイベント情報等を随時更新するとともに、P F 会員からの情報収集やP F 会員同士の交流等を促進

（知的財産の取扱い）

第6条 第4条で定めた本P F 活動における発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号、その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、会員及び関係する者との協議に基づき取扱いを決定することとする。

2 会員は、本P F の名称と同一又は類似する名称を自己の商品等表示として用いてはならない。また、同名称について自己または第三者をして商標登録出願を行わない。

（免責等）

第7条 本P F への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら利益性・正確性・安全性・適法性等を保証するものではなく、これらの商談等及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害、会員及び本P F 外の第三者との間の紛争等について、一切の責任を負わない。

II 参加規約

（会員）

第8条 本P F の設立趣旨に賛同し、本P F の取組・運営に積極的に参画しようとする企業・団体等が会員となる資格を有する。

（入会）

第9条 本P F に入会を希望する者は、別に定める申込フォーマットに必要事項を入力し、事務局の承認を以て入会することができる。ただし、事務局が必要と認める場合には、入会を希望する者に対して、追加の情報提供等を求めることができるものとする。

2 事務局は、入会を希望する者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会を拒否することができる。

- (1) 事務局に提出した申込内容に虚偽があった場合
- (2) 反社会的勢力である又は反社会的勢力と交流があると事務局が判断した場合
- (3) 過去本P F にて本規約に違反した者またはその関係者であると事務局が判断した場合
- (4) そのほか、事務局が入会を適当でないと判断した場合

3 事務局は、会員が登録した企業名等の情報について、本P F の周知又は活動報告等の目的において公表することがある。ただし、会員が事務局に対し、非公表である旨を示した情報については、公表の対象外とする。

(会員の義務)

第10条 会員は、第1条の設立趣旨を踏まえ、積極的に本P Fの活動に参加するものとする。

2 会員は、その登録の内容(企業名、代表者、電話番号、メールアドレス等)に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。

(退会・除名)

第11条 会員は、退会の意思表示を事務局に行うことで、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、事務局によって当該会員を退会させることができる。

(1) 法令違反や犯罪行為等、公序良俗に反する行為

(2) 本P Fの運営又は活動を妨害するおそれのある行為

(3) 委員会、事務局、会員又は第三者に対する詐欺、脅迫行為又は権利若しくは利益を侵害する行為

(4) 会員が登録の内容の変更を届け出ず、かつ当団体からの連絡が1年以上不通となった場合

(5) そのほか退会させるべき正当な理由があると事務局が判断した場合

(会費・経費)

第12条 本P Fの会費は無料とする。

2 本P Fの活動の中で、会員による経費負担が望ましいと考えられる場合、事務局から会員に対して事前にその旨を通知した上で、会費・経費の設定を行うことができることとする。

(規約の変更)

第13条 本規約は、緊急の場合を除き、改正の効力発生日の7日前までに本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を事務局が管理運営する森ハブ紹介ページ(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/morihub/morihub.html>)上に掲載して公表することにより、本規約を変更できるものとする。

2 当該変更内容の周知後、会員が規約変更日以降も本P Fにおける活動を継続した場合、本規約の変更に同意したものとみなす。

(準拠法及び専属的合意管轄)

第14条 本規約及び本P Fの利用に関連して事務局と会員その他の本P Fの利用者との間において生じた一切の紛争については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和8年4月7日より施行する。